

		支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口
個人が申請	生活支援	貸付 緊急小口資金	貸付上限：10万円（特例の場合 20万円） 返済据置：1年、償還期間：2年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない	市区町村の 社会福祉協議会
		貸付 総合支援資金	貸付上限：複数月 20万円、単身月 15万円 貸付期間：原則3か月以内、返済据置：1年 償還期間：10年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない ③原則、自立相談支援事業を利用し、その支援を継続して受けている	
		給付 住居確保給付金	給付額：38,000円～59,000円 ※世帯人数や月収により異なる	①住宅を新規に賃貸する又は現に賃貸しており、離職により失った又は失うおそれがある ②離職後2年以内かつ65歳未満であって、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下	
		給付 生活支援臨時給付金 <b>新規</b>	給付額：1世帯につき30万円	①世帯主の月収が新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、減少後の収入を年間ベース換算すると住民税非課税水準となる ②世帯主の月収が新型コロナウイルス感染症発生前に比べて半以下に減少し、減少後の収入を年間ベース換算すると住民税非課税水準の2倍以下となる	
	申請不要	給付 子育て世帯給付金 <b>新規</b>	給付額：児童1人につき1万円 給付方法：児童手当に上乗せして給付	①児童手当を受給している世帯である ②所得制限限度額以上に該当する特例給付でない	【申請不要】 児童手当に上乗せして支給されます ※4/24に補正予算が成立する前提
個人が申請	休業補償	助成 学校等休業助成金 (フリーランス向け)	助成額：就業できなかった日 1日につき4,100円	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話を 行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999

支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口
<b>事業主が申請</b> <b>休業補償</b>	<b>助成</b> 学校等休業助成金 【フリーランス】	助成額：就業できなかった日 <b>1日につき4,100円</b>	学校等休業助成金・支援金 コールセンター <b>0120-60-3999</b>
	<b>助成</b> 学校等休業助成金 【休暇取得支援】	助成額：労働者1人1日につき <b>8,330円</b> 上限、助成率：10/10	
	<b>助成</b> 雇用調整助成金 【コロナ特例】	助成額：労働者1人1日につき <b>8,330円上限</b> 助成率：大企業4/5・中小企業9/10 ※解雇等を行う場合は、大企業2/3・中小企業4/5	①経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行った ②新規採用者など6ヶ月未満の労働者又は雇用保険未加入の労働者も対象

<b>事業主が申請</b> <b>資金繰り</b>	<b>融資</b> 危機関連保証 【民間系・信用保証付融資】	保証率：借入債務の <b>100%</b> 保証枠：一般枠とは別枠で最大 <b>2.8億円</b>	①売上高が前年同月比15%以上減少している ②セーフティネット保証4号・5号との併用可能	大阪信用保証協会 <b>06-6131-7567</b> (代表)
	<b>融資</b> セーフティネット保証4号 【民間系・信用保証付融資】	保証率：借入債務の <b>100%</b> 保証枠：一般枠とは別枠で最大 <b>2.8億円</b>	①売上高が前年同月比20%以上減少している	
	<b>融資</b> セーフティネット保証5号 【民間系・信用保証付融資】	保証率：借入債務の <b>80%</b> 保証枠：一般枠とは別枠で最大 <b>2.8億円</b>	①売上高が前年同月比5%以上減少している ②特に重大な影響が生じている指定業種である ※指定業種は経産省・中企庁HPでご確認ください	
	<b>融資</b> 新型コロナウイルス特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額：別枠 <b>3億円以内</b> （中小事業） 別枠 <b>6,000万円以内</b> （国民事業） 返済措置：5年以内 償還期間：20年以内（設備資金）/15年以内（運転資金）	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同月比5%減少している	日本政策金融公庫・事業資金 相談ダイヤル (平日) <b>0120-154-505</b> (土日祝) <b>0120-112-476</b> <b>0120-327-790</b>
	<b>融資</b> 生活衛生事業者向け 新型コロナウイルス特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	融資額：別枠 <b>6,000万円以内</b> 返済措置：5年以内 償還期間：20年以内（設備資金）/15年以内（運転資金）	①生活衛生関係の事業を営んでいる ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同月比5%減少している	
	<b>融資</b> 旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業向け 衛生環境激変対策特別貸付 【政府系・融資】	貸付額：別枠 <b>1,000万円以内</b> 返済措置：5年以内 償還期間：20年以内（設備資金）/15年以内（運転資金）	①旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営んでいる ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同月比10%減少しており、今後も減少が見込まれる ③中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる	商工組合中央金庫 相談窓口 <b>0120-542-711</b>
	<b>融資</b> 商工中金・危機対応融資 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額： <b>3億円以内</b> 、返済措置：5年以内 償還期間：20年以内（設備資金）/15年以内（運転資金）	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同月比5%減少している	
	<b>融資</b> 新型コロナウイルス対策マル経融資 【政府系・無利子無担保融資】	融資額：別枠 <b>1,000万円以内</b> 返済措置：4年以内（設備資金）/3年以内（運転資金） 償還期間：10年以内（設備資金）/7年以内（運転資金）	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同月比5%減少している ②商工会議所の実施する経営指導を受けており、商工会議所の長の推薦が必要	日本政策金融公庫の支店 又はお近くの商工会議所
	<b>給付</b> 持続化給付金 <b>新規</b>	給付額： <b>200万円以内</b> （法人） <b>100万円以内</b> （個人事業者） ※ただし売上の減少分を超えないものとする	①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等である ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が前年同月比50%減少している	